

開発事業に伴う緑化基準早見表

（吹田市開発事業の手続き等に関する条例第48条関連）

1 緑化に関する根拠法令等

（1）吹田市開発事業の手続き等に関する条例第48条

ア 緑化の推進等

大規模開発事業、中規模開発行為又は中規模建築行為を行う開発事業者は、事業区域内の良好な自然的環境の保全に努めるとともに、規則で定めるところにより事業区域内を緑化するものとする。

（2）吹田市開発事業の手続き等に関する条例施行規則第35条

ア 緑化の推進

敷地面積が500平方メートル以上の建築物を建築する場合には、敷地内の緑化面積は、敷地面積に次の表に定める率を乗じて得た面積以上の面積を確保すること。

（ア） 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域における緑化率

敷地面積 \ 建築物の用途	住 宅	店舗、事務所、 倉庫又は工場	住宅、店舗、事務所、倉庫及び 工場以外の建築物
500平方メートル未満	（30パーセント）	（30パーセント）	市長と協議して 定める割合 （30パーセント）
500平方メートル以上	16パーセント	8パーセント	
1,000平方メートル未満	（30パーセント）	（30パーセント）	
1,000平方メートル以上	20パーセント	10パーセント	
3,000平方メートル未満	（30パーセント）	（30パーセント）	
3,000平方メートル以上	25パーセント	13パーセント	
20,000平方メートル未満	（30パーセント）	（30パーセント）	
20,000平方メートル以上	30パーセント	16パーセント （30パーセント）	

備考（ ）内の割合は、目標とする割合を示す。

(イ) 商業地域、近隣商業地域、準工業地域又は工業地域における緑化率

敷地面積 \ 建築物の用途	住 宅	店舗、事務所、 倉庫又は工場	住宅、店舗、事務所、倉庫及び 工場以外の建築物
500平方メートル未満	(30パーセント)	(30パーセント)	市長と協議して 定める割合 (30パーセント)
500平方メートル以上 1,000平方メートル未満	12パーセント (30パーセント)	6パーセント (30パーセント)	
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	15パーセント (30パーセント)	8パーセント (30パーセント)	
3,000平方メートル以上 20,000平方メートル未満	20パーセント (30パーセント)	10パーセント (30パーセント)	
20,000平方メートル以上	23パーセント (30パーセント)	12パーセント (30パーセント)	

備考 () 内の割合は、目標とする割合を示す。

イ 開発事業者は、敷地面積が500平方メートル以上の建築物を建築しようとするときは、あらかじめ緑化計画書を市長に提出しなければならない。ただし、既存の建築物の増築等で、敷地内の緑化面積の減少を伴わないものを行うときは、この限りでない。

ウ 緑化計画書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(ア) 付近見取図

(イ) 緑化求積図

(ウ) 建築物の立面図

(エ) 植栽計画図

(オ) 大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づく自然環境の保全と回復に関する協定を締結している場合は、協定書の写し

(カ) その他市長が必要と認める図書